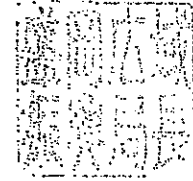




盛広経第9-8号
平成27年1月6日

特定非営利活動法人学生ビジニティいわて
理事長 佐々木 正人 様

盛岡広域振興局長



市民への説明の要請について

貴法人に関して、平成27年1月6日付け岩手県達盛広経第9-7号により、特定非営利活動促進法第29条第1項に違反する疑義事項について知事が報告を求めたところです。

つきましては、別添の「岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を岩手県（盛岡広域振興局）へ提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び岩手県に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、岩手県公式ホームページに掲載して公表します。

なお、期限が過ぎても書面が提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

- ・ 疑義事項に対する報告の内容

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。

参考例としては、次に掲げるようなもののほか、説明内容を記載した文書を岩手県に提出し、県の公式ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。
- ・ 貴法人が運営するウェブサイト（ホームページ）上に説明文書を掲載すること。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。（その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。）

(3) 説明の期限

平成27年1月20日（火）

(4) 岩手県への書面提出期限

平成27年1月23日（金）必着

(5) 問合せ及び書面提出先

盛岡広域振興局経営企画部企画推進課

郵便番号：020-0023

所在地：盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎3階

電話番号：019-629-6670

F A X：019-629-6529

